# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年６月27日 |
| 【会社名】 | 株式会社タチエス |
| 【英訳名】 | TACHI-S CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　中　山　太　郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都昭島市松原町三丁目３番７号 |
| 【電話番号】 | (042)546-8117 |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役副社長　　野　上　義　之 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都昭島市松原町三丁目３番７号 |
| 【電話番号】 | (042)546-8117 |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役副社長　　野　上　義　之 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町２番１号) |

## 1【提出理由】

平成29年６月23日開催の当社第65回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月23日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

イ　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり金10円　　総額354,381,380円

ロ　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等の記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とする規定を当社定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)に新設するものであります。

(2) 取締役会及び監査役会の機動的な運営を図るため、招集手続きを経ることなく取締役会又は監査役会を開催することを可能とする規定を当社定款第22条第２項(取締役会の招集通知)及び第30条第２項(監査役会の招集通知)に新設するものであります。

(3) 取締役会をより機動的に運営できるようにするため、取締役会の書面決議を可能とする規定を当社定款第23条(取締役会の決議の省略)に新設するものであります。

(4) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を当社定款第26条第４項及び第５項(監査役の定員及び選任)に新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めると共に、当社定款第27条第２項(監査役の任期)を変更し、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(5) 機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を当社定款第34条(剰余金の配当等の決定機関)に新設すると共に、同条の一部と内容が重複する現行定款第７条(自己の株式の取得)及び現行定款第34条(中間配当)を削除し、当社定款第35条第２項及び第３項(剰余金の配当の基準日)を新設するものであります。なお、本定款第34条の新設は株主総会決議による剰余金の処分権限を排除するものではありません。

(6) その他条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更をおこなうものであります。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役として、中山太郎、野上義之、齊藤　潔、山本雄一郎、島﨑満雄、木津川迪治、木下俊男の７氏を選任する。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役として、松尾慎祐氏を選任する。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、木下徳明氏を選任する。

**第６号議案　取締役賞与支給の件**

**当期末時点の取締役７名のうち、社外取締役を除く５名に対し、総額8,500万円の取締役賞与を支給する。**

**(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果**

| 議案 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 可決要件 | 決議結果<br>(賛成の割合) |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案 | 260,977個 | 48,587個 | 102個 | (注) １ | 可決(84.12%) |
| 第２号議案 | 219,240個 | 99,073個 | 102個 | (注) ３ | 可決(68.72%) |
| 第３号議案 | | | | (注) ２ | |
| 中山　太郎 | 252,556個 | 54,211個 | 2,898個 | | 可決(81.40%) |
| 野上　義之 | 252,505個 | 57,058個 | 102個 | | 可決(81.39%) |
| 齊藤　　潔 | 254,840個 | 54,724個 | 102個 | | 可決(82.14%) |
| 山本雄一郎 | 256,512個 | 53,052個 | 102個 | | 可決(82.68%) |
| 島﨑　満雄 | 256,498個 | 53,066個 | 102個 | | 可決(82.67%) |
| 木津川迪治 | 256,065個 | 53,498個 | 102個 | | 可決(82.53%) |
| 木下　俊男 | 256,345個 | 53,219個 | 102個 | | 可決(82.62%) |
| 第４号議案 | 282,587個 | 26,977個 | 102個 | (注) ２ | 可決(91.08%) |
| 第５号議案 | 260,149個 | 49,415個 | 102個 | (注) ２ | 可決(83.85%) |
| 第６号議案 | 306,906個 | 2,657個 | 102個 | (注) １ | 可決(98.92%) |

(注) １　出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
２　議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
３　議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

**(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由**

**本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。**

**以上**